

令和元年安中市教育委員会 7月期定例会 会議録

日時 令和元年7月24日(水) 午後2時から3時35分まで

場所 松井田庁舎2階 第4会議室

出席者

【教育委員】

委員	金井 裕之
委員	宮川 直子
委員	湯本 見千子
委員	中島 卯

【事務局】

教育長	竹内 徹
教育部長	高橋 信秀
総務課長	欠席
学校教育課長	磯貝 博昭
生涯学習課長	石田 典久
文化財保護課長	齊藤 勝彦
体育課長	山村 俊幸

※ 読みやすさ等のため、発言の内容や趣旨を損なわない範囲で、重複表現、言い回し等を整理しています。

◇ 教育部長

皆様、こんにちは。

ご多用のところ、令和元年安中市教育委員会7月期定例会にご出席いただき、ありがとうございます。

会議の開催にあたり、教育長よりご挨拶をお願いします。

◆ 竹内教育長

* 挨拶

◇ 教育部長

ありがとうございました。

会議の進行は、教育長にお願いいたします。

◆ 竹内教育長

それでは、令和元年安中市教育委員会7月期定例会を開会いたします。

日程第3「承認事項」に入ります。

前回の会議録の承認について、事務局からお願いします。

◇ 教育部長

前回会議録については、事前にご確認をいただいていると思いますので、朗読は省略させていただきます。ご承認いただけましたら、本会議終了後にご署名をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

◆ 竹内教育長

ご意見、ご質問等がありましたら、お願いいたします。

* 委員から意見等は出なかった。

◆ 竹内教育長

ご意見等はないようですので、承認とさせていただきます。

次に、日程第4「諸般の報告」です。

この会議の前に、本日お示しした資料を用いて報告をし、情報交換等をさせていただきました。あらためてこの場でのご質問等がありましたら、お願いいたします。

* 委員から質問等は出なかった。

◆ 竹内教育長

ご質問等はないようですので、進めてまいります。

日程第5の「議件」に入ります。

まず、議事の公開の是非について、お諮りいたします。

「議案第26号」については、現時点では公開することができない案件です。したがって、議事は、非公開とすることが適当であると思われま。

「議案第26号」については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書及び安中市教育委員会会議規則第22条の規定に基づき、議事を非公開とし、会議の最後に審議をしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

* 委員から異議等は出なかった。

◆ 竹内教育長

ご異議ないものと認めます。

「議案第26号」は非公開とし、会議の最後に審議をいたします。

それでは、報告第12号 安中市図書館協議会委員の委嘱について、事務局から説明をお願いします。

◆ 生涯学習課長

生涯学習課長の石田です。

報告第12号 安中市図書館協議会委員の委嘱について、説明いたします。

図書館協議会については、図書館法の規定により公立図書館に置くことができるものであって、図書館の運営に関して、館長の諮問に応ずるとともに、図書館奉仕について、意見を述べる機関であると定められています。

また、本市の図書館条例で協議会委員の任期を2年と規定していることから、本年度は委嘱替えの年にあたるため、委員の選任を臨時で代理しましたので、教育長の権限委任等に関する規則の規定により、報告をするものです。

委嘱日は平成31年4月1日で、任期は、委嘱日から令和3年3月31日までの2年間です。

委嘱した委員について、敬称を省略して申し上げます。

* 会議資料の「3. 委嘱した者」の項目の「氏名」、「所属等」を次のとおり読み上げて説明した後、

- ・ 山中 俊美（市小中学校長会）
- ・ 久保 直彦（市PTA連合会）
- ・ 田口 美枝子（市婦人団体連絡協議会）
- ・ 中島 啓治（市文化財調査委員）
- ・ 金井 弘恵（市子ども育成連合会）

- ・ 村井田 佳子（市青少年育成推進員連絡協議会）
- ・ 白井 久美子（市母子保健推進員）
- ・ 磯貝 洋美（読み聞かせボランティア すずらんの会）

8名の方々に委員を委嘱しました。

以上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

◆ 竹内教育長

説明が終わりました。委員の皆様には、図書館の運営に関して今後ご意見をいただいてまいりたいと思います。

報告第12号 安中市図書館協議会委員の委嘱について、質疑がありましたら、願います。

* 委員から質疑等は出なかった。

◆ 竹内教育長

無いようですので、報告第12号 安中市図書館協議会委員の委嘱について、承認される委員の挙手を求めます。

* 挙手全員

◆ 竹内教育長

挙手全員です。

報告第12号 安中市図書館協議会委員の委嘱について、承認されました。

続いて、議案第22号 安中市適正な部活動の運営に関する方針の改正について、事務局より説明をお願いします。

◇ 学校教育課長

学校教育課長の磯貝です。

* 「議案第22号」を読み上げた後、

資料次ページをご覧ください。

群馬県の適正な部活動の運営に関する方針が、本年5月31日に改正されたことに伴い、安中市の方針も改正をするものです。資料中、アンダーラインを引いてあるところが、今回の改正箇所です。主な改正点は3つです。

1つ目は、文化庁に関する取り組みについて加えています。昨年12月に文化庁が文化活動のあり方に関する総合的なガイドラインを策定したことから、これまでの方針

に文化部のことを明記することとなりました。2つ目は、「安全管理と事故防止」という観点で、事故防止の留意点というところを加えています。昨年、藤岡市内の県立高校の部活動中にハンマー投げによる死亡事故を受けてのものです。3つ目は、同じ観点で、熱中症事故の防止というところを加えています。昨年、愛知県で小学1年生が熱中症により死亡するという事案を受けてのものです。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

◆ 竹内教育長

説明が終わりました。

議案第22号 安中市適正な部活動の運営に関する方針の改正について、質疑がありましたら、お願いします。

夏休み中の「行事を組まない週」及び学校閉庁日は、部活動は原則実施しないとあります。今夏の安中市の学校閉庁日は、8月13日（火）から16日（金）までの4日間を設定しています。

◆ 宮川委員

方針の中で「生徒がバーンアウトすることなく」という記述があります。バーンアウトという言葉は一般的に使われているものなのですか。

◇ 学校教育課長

バーンアウトというのは、「燃え尽き症候群」という意味です。国や県でも同様にバーンアウトという言葉を使っています。

◆ 金井委員

過度の練習というのと、運動部と文化部とでは差があるのかなという感じがします。文化部でも、例えば吹奏楽部でトップを目指しているような場合には、ハードに部活動をしているということも聞きますが、文化部に関する取り組みも明記したということは、そのような状況を踏まえているということですかね。

◇ 学校教育課長

吹奏楽部というのはコンクール等が非常に多く、そういうことを念頭に置いているのだと思います。

◆ 竹内教育長

休養も含め、子どもたちにとって有意義な部活動でなければ、教育的な効果も薄れたものとなってしまいますからね。

◆ 金井委員

この方針は、基本的には生徒の立場に立って作成しているものだと思いますが、部活動に関わる先生方の働き方という観点で見た場合いかがですか。

◇ 学校教育課長

適切な休養日等の設定や活動時間の部分では、生徒と教員の両方の負担軽減に繋げてまいりたいと思っています。

◆ 中島委員

こういう方針を受けて、中学校の現場での取り組みがどう動いてきているのか、機会があれば、変化の状況等を参考に教えてもらえれば、と思います。

◇ 学校教育課長

今後情報提供をしてまいりたいと思います。

◆ 中島委員

方針の中で新たに加えられた「安全管理と事故防止」について、現場の意識を高め、掲げられている項目が徹底されるよう、事務局も支援をしてあげてほしいと思います。

◆ 竹内教育長

他には無いようですので、議案第22号 安中市適正な部活動の運営に関する方針の改正について、賛成される委員の挙手を求めます。

* 挙手全員

◆ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第22号 安中市適正な部活動の運営に関する方針の改正について、原案のとおり可決されました。審議の中で委員さんからいただいたご意見やご指摘も踏まえて対応をしてまいりたいと思います。

続いて、議案第23号 安中市小中学校適正規模及び配置に関する審議会委員の委嘱（任命）について、事務局より説明をお願いします。

◇ 学校教育課長

* 「議案第23号」を読み上げた後、

資料次ページをご覧ください。

この審議会の条例第3条第2項により、令和元年8月27日から令和3年3月26日

までの期間で、資料に記載されている30名の方々に委員を委嘱又は委員に任命をしたいと考えています。令和元年8月27日には、第1回の審議会開催を予定しています。
説明は以上です。よろしくお願いいたします。

◆ 竹内教育長

説明が終わりました。

議案第23号 安中市小中学校適正規模及び配置に関する審議会委員の委嘱（任命）について、質疑がありましたら、お願いします。

◆ 宮川委員

この審議会の委員は、任期中でも役職に異動等があれば、交代をするということですよ。

◇ 学校教育課長

そうなります。

◆ 竹内教育長

他には無いようですので、議案第23号 安中市小中学校適正規模及び配置に関する審議会委員の委嘱（任命）について、賛成される委員の挙手を求めます。

* 挙手全員

◆ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第23号 安中市小中学校適正規模及び配置に関する審議会委員の委嘱（任命）について、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第24号 安中市小中学校適正規模及び配置について（諮問）ということですが、事務局より説明をお願いします。

◇ 学校教育課長

* 「議案第24号」を読み上げた後、

安中市教育委員会からこの審議会に対して、市立の小中学校の適正規模及び配置並びに通学区域の調整に関する事項について諮問をさせていただきたいと考えています。

今後の審議会のスケジュールですが、1回目の審議会を8月27日（火）に開催する予定です。その後、10月、12月、3月と今年度末までに4回の審議会を開催したい

と考えています。必要に応じて、該当する学校の教職員や保護者に対してアンケート調査等も行っていければ、と考えています。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

◆ 竹内教育長

説明が終わりました。

議案第24号 安中市小中学校適正規模及び配置について（諮問）ですが、質疑がありましたら、お願いします。

この審議会での審議の途中経過等は、教育委員会へも報告をしまいたいと思います。

◆ 中島委員

児童生徒数の減少ということでは、社会的な人口増加といえますか、例えば今後安中市へ転入をされてくる方が増えるといった要因はないものですかね。

◇ 教育部長

市役所内には、安中市への移住や定住の促進に取り組む部署もありますが、なかなか難しいものがあります。安中市への移住、定住の中には、子育て世代だけではなく、定年をされたり、子育てが一段落されたりして、地方での生活を考えるという方もいますので、人口の増加が子どもの増加とは直接結びつかないところもあります。

◆ 竹内教育長

学校も社会の中で存在していく組織だと思います。地域に学校があるのと無いのとでは大きな違いがあると思うのですが、一方で、小規模、少人数の学校で適切な教育環境が用意できるのかという問題や課題もあると思います。この審議会の中ではいろいろな角度からご意見をいただきながら慎重にデザイン化をしていき、将来に向けて小中学校の適正な規模や配置を考えてまいりたいと思っています。

この件に関しては、重要なことですので、教育委員会の委員の皆様にも関心を寄せていただきたいと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

それでは、議案第24号 安中市小中学校適正規模及び配置について（諮問）ですが、賛成される委員の挙手を求めます。

* 挙手全員

◆ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第24号 安中市小中学校適正規模及び配置について（諮問）は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第25号 安中市社会教育関係団体の認定について、事務局より説明をお願いします。

◇ 生涯学習課長

議案第25号 安中市社会教育関係団体の認定について、説明いたします。

社会教育関係団体については、社会教育法の規定により、公の支配に属さない団体で、社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいうと定められています。

今回、認定申請が1件ありましたので、提案をさせていただきます。

議案の裏面をご覧ください。

申請をしたのは、安中市グラウンド・ゴルフ協会です。市民を対象に愛好者で組織され、会員の健康増進を図り、ルールやマナーの習得と技術の向上を目的に、平成13年9月に設立されました。事業内容は、市内で大会を開催するほか、指導者の養成研修会や公民館の主催教室に指導員を派遣する活動も行っています。申請は、今回が新規となる団体です。認定の期間は、令和3年3月31日までです。

以上、ご議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

◆ 竹内教育長

説明が終わりました。

議案第25号 安中市社会教育関係団体の認定について、質疑がありましたら、お願いします。

◆ 宮川委員

会員数が310人となると、大きな団体ですね。

◆ 竹内教育長

この団体が主催する大会にお呼ばれすることがありますが、ひさよしグラウンドを全面的に使って行われていますね。

それでは、議案第25号 安中市社会教育関係団体の認定について、賛成される委員の挙手を求めます。

* 挙手全員

◆ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第25号 安中市社会教育関係団体の認定について、原案のとおり可決されました。

会議の冒頭でお諮りしたとおり、これからの議事は非公開としますので、よろしくお願いいたします。

議案第26号 令和2年度使用安中市立小学校中学校教科用図書の採択について、事務局より説明をお願いいたします。

◇ 学校教育課長

* 「議案第26号」を読み上げた後、

この議案は、令和2年度に小中学校で使用する教科書の採択についてお願いするものです。

資料次ページをご覧ください。まず教科用図書採択の概要について説明します。義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づき、小中学校の児童生徒には無償で教科書が給与されています。教科書は複数の教科書会社から出版されているので、その中からそれぞれの地域の子どもたちに適した教科書を選ぶことを採択といいます。この採択の権限は、公立学校にあつては、所属の教育委員会に属します。採択の方法は、市町村を単位とする一定地域の共同採択方式と定められています。採択の方式は、採択地区協議会を設けて、採択地区の教育委員会が集まり、協議をして、同一の教科書を選定することになっています。西部教育事務所管内の採択地区としては、第一と第二の2地区に分かれていて、安中市は西毛第二地区に所属しています。資料次ページには、この教科書採択のしくみ図がありますので、ご参照ください。

資料は前ページに戻りまして、令和2年度使用教科書の採択について説明します。教科書は、基本的に4年間同じものを使用します。小学校では、令和元年度に採択する教科書を、令和2年度から5年度までの4年間継続して使用します。中学校では、令和元年度に採択した道徳以外の教科書は、令和2年度まで使用し、平成30年度に採択した道徳の教科書は、令和2年度まで2年間継続して使用します。ただし、安中市が採択地区協議会の西毛第二地区に所属することとなったのは今年度からです。昨年度までは、高崎市とともに西毛第一地区に所属をしていました。したがって、来年度1年間に限ってですが、中学校の「歴史」、「音楽」、「保健体育」、「技術・家庭」、「道徳」の教科については、西毛第二地区で採択されている教科書を使用しなければなりません。資料の3ページ以降には、西毛第二地区として令和2年度に使用する具体的な教科書が、小学校、中学校、特別支援学級の小中学校ごと、またそれぞれの教科ごとに一覧になっていますので、ご覧ください。本日、この一覧にある教科書と、採択とならなかった教科書の見本を別室に展示してありますので、後ほど実物を手にとってご覧ください。

本日の採択結果については、8月31日までは非公開とすることとなっていますので、この点をご承知おきください。

説明は以上です。よろしくをお願いいたします。

◆ 竹内教育長

説明が終わりました。

議案第26号 令和2年度使用安中市立小学校中学校教科用図書の採択について、質疑がありましたら、お願いします。

◆ 中島委員

中学校の一部の教科では、所属する地区の変更で来年度1年間に限って使用する教科書が変わるということでしたが、該当教科の先生は大変ですね。経過措置のような考え方でもう1年間同じ教科書が使用できればよいとも感じますが、教科書のことだから、厳密なのですね。

◆ 金井委員

来年度変わり、その翌年度はまた変わるわけですよ。特に歴史は受験科目でもあるし、大変ですね。

◆ 竹内教育長

教科書の採択については、法律により8月31日までに採択の決定をしなければなりません。来月の定例会で提案するのでは、期日間際となってしまいますので、余裕を持って慎重にご審議をいただけるよう、今回提案をさせていただきました。

それでは、他には質疑等が無いようですので、議案第26号 令和2年度使用安中市立小学校中学校教科用図書の採択について、賛成される委員の挙手を求めます。

* 挙手全員

◆ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第26号 令和2年度使用安中市立小学校中学校教科用図書の採択について、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議件は終了です。

次に、日程第6「その他」です。

* 生涯学習課長が、「令和元年度 人権と平和を考える講座」の開催について説明をした。

* 文化財保護課長が、次の2点について説明をした。

・ ミニ展示「製麺機と養蚕」

・ 国指定重要文化財旧碓氷線鉄道施設第17隧道の落書き消去を、7月26日（金）に職員が行う。

* 湯本委員が、7月2日（火）に行われた「安中市特別支援学級育成会 合同大運動会」の実施報告を行い、参加協力等のお礼を述べた。

◆ 竹内教育長

それでは、以上で、令和元年安中市教育委員会 7 月期定例会を閉会いたします。
ありがとうございました。

◇ 教育部長

皆様、大変お疲れ様でした。散会いたします。

* 教育部長が、次のとおり、次回会議（定例会）の周知を行った。

◆ 8 月期定例会

- ・ 日時 8 月 2 8 日（水） 午後 2 時から
- ・ 場所 松井田支所 2 階 第 4 会議室